平成２５年（フ）第１３５１号
京都市右京区太秦川所町７番地119
破産者　前田　　勲
1　決定年月日　平成26年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第９０８号
神戸市垂水区学が丘２丁目１番430―102号、従前の住所神戸市垂水区星が丘１丁目１番28―203号
破産者　宮原　章久
1　決定年月日　平成26年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２３２号
徳島市名東町３丁目254番地　橋口アパート３号、旧住所徳島市名東町２丁目280番地の６
破産者　髙本　正樹
1　決定年月日　平成26年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２号
高知県高知市宝永町８番23号、申立時の住所高知県宿毛市片島９番34号
破産者　岡田　孝幸
1　決定年月日　平成26年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所中村支部

平成２５年（フ）第１５０号
長崎県諫早市栄田町31番34号、前住所長崎市御船蔵町13番13号
破産者　川口　昭二
1　決定年月日　平成26年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第３１１号
北海道旭川市緑が丘１条１丁目１番地　市住2523号
破産者　古川　千明
1　決定年月日　平成26年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１５５号
北海道帯広市東７条南19丁目３番地
破産者　石原　勝義
1　決定年月日　平成26年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第６７号
北海道北見市中央三輪８丁目15番地５ラフィネ２―Ｄ号、前住所北海道北見市川東56番地154
破産者　田村　昌弘
1　決定年月日　平成26年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２５年（フ）第２３３号
青森市小柳５丁目４番８号
破産者　秋村　　悟
1　決定年月日　平成26年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第７３号
秋田県横手市梅の木町５番37号
破産者　樋本なを子
1　決定年月日　平成26年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２５年（フ）第４２号
秋田県大仙市福田字上福田12番地
破産者　佐々木有子
1　決定年月日　平成26年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２５年（フ）第２５号
山形県新庄市十日町2600番地の24、開始決定時の住所山形県新庄市大字鳥越999番地の32
破産者　沓沢　厚子
1　決定年月日　平成26年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所新庄支部

平成２５年（フ）第２０７７号
横浜市西区久保町６番９号
破産者　鏑木　ミナ
1　決定年月日　平成26年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２２２７号
横浜市神奈川区高島台23番地２　リーヴェルステージ横浜ヒルズ107号
破産者　関野　裕介
1　決定年月日　平成26年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２２９０号
横浜市鶴見区上の宮１丁目22番22号
破産者　杉野美和子
1　決定年月日　平成26年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４４４号
石川県かほく市浜北イ９番地１　ブレストⅡ206号
破産者　石崎　弘美
1　決定年月日　平成26年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第２４０号
香川県高松市伏石町1412番地40　レオパレス春風105号室
破産者　濵戸　紀幸
1　決定年月日　平成26年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２８９号
沖縄県中頭郡読谷村字長浜1535番地４　キャッスル協和Ⅳ306号、開始決定時の住所沖縄県那覇市字与儀123番地　栄光荘301
破産者　佐々木　恵
1　決定年月日　平成26年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部